

○森林組合法施行細則

昭和53年10月2日
島根県規則第66号

森林組合法施行細則をここに公布する。

森林組合法施行細則

(趣旨)

第1条 森林組合法(昭和53年法律第36号。以下「法」という。)の施行については、森林組合法施行令(昭和53年政令第286号)、森林組合法施行規則(平成18年農林水産省令第46号)及び森林組合法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する省令(平成29年

令第1号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

農林水産省令

(信託規程の承認申請書及び変更届)

第2条 森林組合は、法第10条第1項の規定により、信託規程の承認を受けようとするときは、信託規程承認申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の信託規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、信託規程変更(廃止)承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

3 森林組合は、法第10条第4項の規定により、軽微な事項に係る信託規程の変更の届出をしようとするときは、軽微な変更に係る信託規程変更届(様式第3号)を遅滞なく知事に提出しなければならない。

(共済規程の承認申請書及び変更届)

第3条 森林組合は、法第19条第1項の規定により、共済規程の承認を受けようとするときは、共済規程承認申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の共済規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、共済規程変更(廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

3 森林組合は、法第19条第4項の規定により、軽微な事項に係る共済規程の変更の届出をしようとするときは、軽微な変更に係る共済規程変更届(様式第6号)を遅滞なく知事に提出しなければならない。

(林地処分事業実施規程の承認申請書及び変更届)

第4条 森林組合は、法第24条第1項の規定により、林地処分事業実施規程の承認を受けようとするときは、林地処分事業実施規程承認申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の林地処分事業実施規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、林地処

分事業実施規程変更(廃止)承認申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

3 森林組合は、法第24条第4項の規定により、軽微な事項に係る林地処分事業実施規程の変更の届出をしようとするときは、軽微な変更に係る林地処分事業実施変更届（様式第9号）を遅滞なく知事に提出しなければならない。

（林道分担金徴収認可申請書）

第5条 法第25条第1項の規定による知事の認可を受けようとする者は、林道分担金徴収認可申請書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第11号)及び図面(国土地理院発行の5万分の1の図面に計画路線を記入したもの)
- (2) 経費明細書(様式第12号)
- (3) 受益者別分担金明細書(様式第13号)
- (4) 同意者及び不同意者明細書(様式第14号)
- (5) 総会又は総代会の議事録謄本

（森林経営規程の承認申請書及び変更届）

第6条 森林組合は、法第26条の3第1項の規定により、森林経営規程の承認を受けようとするときは、森林経営規程承認申請書（様式第15号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の森林経営規程の変更又は廃止の承認をうけようとするときは、森林経営規程変更(廃止)承認申請書（様式第16号）を知事に提出しなければならない。

3 森林組合は、法第26条の3第4項の規定により、軽微な事項に係る森林経営規程の変更の届出をしようとするときは、軽微な変更に係る森林経営規程変更届（様式第17号）を遅滞なく知事に提出しなければならない。

（役員の変更届）

第7条 森林組合及び生産森林組合は、役員の変更、辞任その他の事由により役員の変更があったときは、役員変更届(様式第18号)により遅滞なく知事に届け出なければならない。

（定款の変更認可申請書及び変更届）

第8条 森林組合及び生産森林組合は、法第61条第2項(法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更認可申請書(様式第19号)に關係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 森林組合及び生産森林組合は、法第61条第4項(法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、軽微な事項に係る定款の変更の届出をしようとするときは、軽微な変更に係る定款変更届(様式第20号)を遅滞なく知事に提出しなければならない。

(総会終了届)

第9条 森林組合及び生産森林組合は、総会又は総代会を終了したときは、総会(総代会)終了届(様式第21号)に関係書類を添えて速やかに知事に届け出なければならない。

(設立認可申請書)

第10条 法第78条第1項(法第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、森林組合又は生産森林組合の設立の認可を受けようとする者は、設立認可申請書(様式第22号)を知事に提出しなければならない。

(解散認可申請書)

第11条 森林組合及び生産森林組合は、法第83条第2項(法第100条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、解散の認可を受けようとするときは、解散認可申請書(様式第23号)を知事に提出しなければならない。

(解散届)

第12条 森林組合及び生産森林組合は、法第83条第5項(法第100条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、解散の届出をしようとするときは、解散届(様式第24号)を知事に提出しなければならない。

(合併の認可申請書)

第13条 森林組合及び生産森林組合は、法第84条第2項(法第100条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、合併の認可を受けようとするときは、合併認可申請書(様式第25号)を知事に提出しなければならない。

(清算終了の届出)

第14条 生産森林組合の清算人は、法第99条の10の規定により、清算事務が終了したときは、清算終了届(様式第26号)により遅滞なく知事に届け出なければならない。

(株式会社への組織変更の認可申請書)

第15条 法第100条の8第1項の認可を受けようとする生産森林組合は、株式会社への組織変更認可申請書(様式第27号)を知事に提出しなければならない。

(合同会社への組織変更の認可申請書)

第16条 法第100条の16の認可を受けようとする生産森林組合は、合同会社への組織変更認可申請書(様式第28号)を知事に提出しなければならない。

(登記完了届)

第17条 森林組合及び生産森林組合は、組合等登記令(昭和39年政令第29号)第2条から第5条まで、第7条、第8条又は第10条から第13条までの規定により登記をしたときは、登記完了届(様式第29号)を遅滞なく知事に届け出なければならない。

(書類の経由)

第18条 この規則の規定により知事に提出する書類は、提出者の住所地を管轄する支庁又は農林振興センターの長を経由しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の森林法施行細則(昭和28年島根県規則第79号)第5章の規定によりされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

(森林法施行細則の一部改正)

3 森林法施行細則の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成6年規則第15号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第140号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第84号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成29規則第41号)

この規則は、平成29年6月27日から施行する。